

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 「パートタイム労働者」とは、常用労働者（期間を定めずに、若しくは1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者又は日々若しくは1ヵ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われた者）のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

## 労働時間分布の長短二極化

週の労働時間が「35時間未満の者」及び「60時間以上の者」の全体に占める割合がともに増加する一方、「35時間以上60時間未満の者」の割合が減少しており、「労働時間分布の長短二極化」が進行している。

特に、30歳代の男性で週の労働時間が60時間以上の者の割合が高くなっている。

	平成5年	平成16年	差
週35時間未満の者	929万人	1237万人	+308万人
	18.2%	23.6%	+5.4ポイント
週35時間以上～ 週60時間未満の者	3625万人	3354万人	▲271万人
	71.1%	64.0%	▲7.1ポイント
週60時間以上の者	540万人	639万人	+99万人
	10.6%	12.2%	+1.6ポイント
合計	5099万人	5243万人	+144万人

### 30代男性で週労働時間60時間以上の者の比較

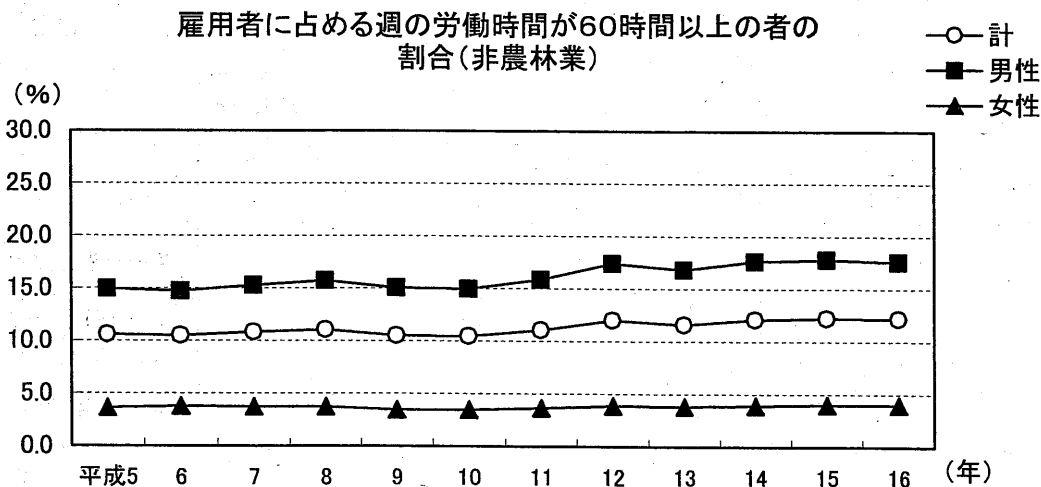
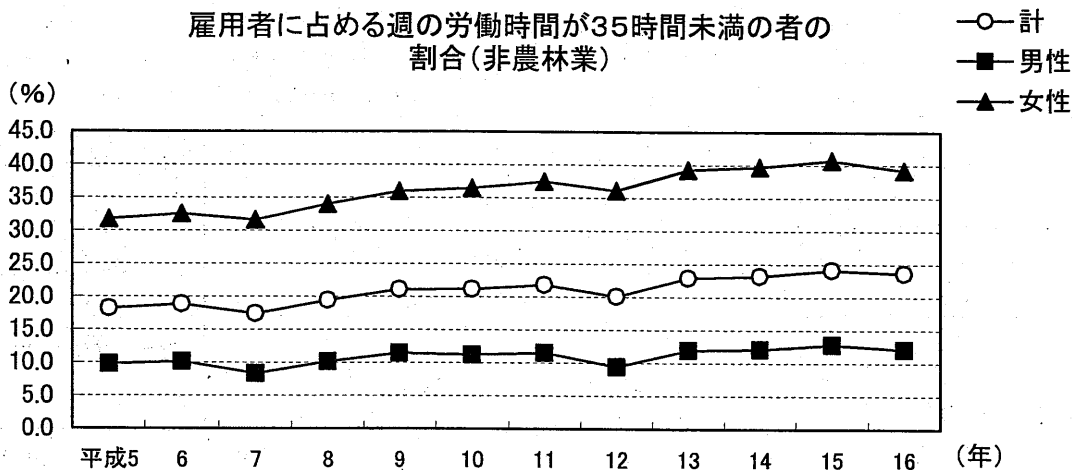
	平成5年	平成16年	差
週60時間以上の者	153万人	200万人	+47万人
	20.3%	23.8%	+3.5ポイント

※ 資料出所：総務省「労働力調査」

※ 資料は雇用者数により作成。ただし、「30歳代男性で週労働時間60時間以上の者の比較」については、統計上の制約から雇用者のみのデータが得られないため、雇用者と自営業主等を合計した就業者数により作成。

## 労働時間の分布の「二極化」

○ 労働者を対象とする統計から労働時間の動向をみると、週労働時間が35時間未満の者の割合が上昇傾向にある一方で、週労働時間が60時間以上の者（月の残業時間がおおよそ80時間を超える者の割合）が、1999（平成11）年以降緩やかながらも上昇傾向にある。このように、労働時間は長短両極に分散化する傾向にある。



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

- \* 雇用者のうち休業者は除く。
- \* 長短両極に分散化する一方で、近年週35時間以上60時間未満の労働者は大きく減少している。
- \* 「労働力調査」の調査対象には、国家公務員、地方公務員を含むほか、管理監督者などの労働基準法の労働時間等に関する規定の適用除外とされている者や新技術、新商品等の研究開発の業務などの労働基準法第36第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の適用除外とされている事業又は業務に従事している者等を含むため、上記グラフはこれらの者を含んだ数の推移を示すものである。

## 変形労働時間制の導入状況

### (1) 変形労働時間制の有無・種類別企業数割合

(単位: %)

年・企業規模	合計	変形労働時間制を採用している企業	(M. A.)			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の 変形労働時間制	1ヵ月単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	
平成 9	100.0	54.4	35.9	16.3	4.4	45.6
10	100.0	54.8	34.3	17.5	5.1	45.2
11	100.0	53.0	33.3	16.6	5.7	47.0
13(12年度)	100.0	54.3	36.3	15.5	5.6	45.7
14(13年度)	100.0	60.2	42.8	14.8	5.0	39.8
15(14年度)	100.0	57.1	39.8	14.5	4.9	42.9
16(15年度)	100.0	54.8	36.9	14.3	5.9	45.2
1,000人以上	100.0	70.0	23.8	33.2	31.6	30.0
100~999人	100.0	58.5	36.0	17.8	9.3	41.5
300~999人	100.0	65.0	32.9	24.0	18.1	35.0
100~299人	100.0	56.4	36.9	15.9	6.5	43.6
30~99人	100.0	52.8	37.7	12.3	3.7	47.2

資料出所: 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

(注) 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。

### (2) 変形労働時間制の有無・種類別適用労働者数割合

(単位: %)

年・企業規模	合計	変形労働時間制の適用労働者				変形労働時間制を適用されない労働者
			1年単位の 変形労働時間制	1ヵ月単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	
平成 9	100.0	47.7	21.3	18.8	7.6	52.3
10	100.0	48.5	22.5	18.2	7.7	51.5
11	100.0	48.2	21.3	18.8	8.1	51.8
13(12年度)	100.0	49.5	22.8	18.1	8.7	50.5
14(13年度)	100.0	50.2	25.3	17.2	7.7	49.8
15(14年度)	100.0	48.2	23.3	17.0	7.8	51.8
16(15年度)	100.0	48.7	23.7	16.1	8.9	51.3
1,000人以上	100.0	48.2	12.5	20.7	15.0	51.8
100~999人	100.0	49.2	27.6	15.1	6.5	50.8
300~999人	100.0	50.3	23.8	17.0	9.6	49.7
100~299人	100.0	48.1	31.2	13.3	3.5	51.9
30~99人	100.0	48.8	36.5	9.8	2.4	51.2

資料出所: 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

(注) 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。

## みなし労働時間制の導入状況

### (1) みなし労働時間制の有無・種類別採用企業数割合

(単位: %)

年・企業規模	合計	(M. A.)				みなし労働時間制を採用していない
		みなし労働時間制を採用している	事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成 9	100.0	8.9	8.3	1.4	...	91.1
10	100.0	8.0	7.2	2.1	...	92.0
11	100.0	9.2	8.5	1.9	...	90.8
13(12年度)	100.0	8.2	7.4	1.7	0.4	91.8
14(13年度)	100.0	8.4	7.0	1.2	0.9	91.6
15(14年度)	100.0	8.1	7.3	1.4	0.3	91.9
16(15年度)	100.0	9.8	8.6	2.5	0.5	90.2
1,000人以上	100.0	23.2	20.3	7.3	1.9	76.8
100~999人	100.0	13.1	11.8	3.1	0.9	86.9
300~999人	100.0	19.4	17.2	4.1	0.7	80.6
100~299人	100.0	11.1	10.1	2.8	1.0	88.9
30~99人	100.0	8.1	6.9	2.2	0.3	91.9

資料出所: 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

- (注) 1) 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。  
 2) 「企画業務型裁量労働制」は平成12年4月より施行した。  
 3) 「専門業務型裁量労働制」は、平成11年まで「裁量労働のみなし労働時間制」として調査していたものである。

### (2) みなし労働時間制の有無・種類別適用労働者数割合

(単位: %)

年・企業規模	合計					みなし労働時間制を適用されない労働者
		みなし労働時間制の適用労働者	事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成 9	100.0	5.5	5.1	0.4	...	94.5
10	100.0	5.0	4.4	0.5	...	95.0
11	100.0	5.1	4.6	0.5	...	94.9
13(12年度)	100.0	4.0	3.4	0.5	0.0	96.0
14(13年度)	100.0	4.2	3.5	0.6	0.1	95.8
15(14年度)	100.0	5.8	5.1	0.6	0.0	94.2
16(15年度)	100.0	7.2	6.2	0.9	0.1	92.8
1,000人以上	100.0	10.8	9.7	1.0	0.1	89.2
100~999人	100.0	5.8	5.0	0.8	0.1	94.2
300~999人	100.0	6.7	6.0	0.7	0.0	93.3
100~299人	100.0	5.0	4.0	0.9	0.1	95.0
30~99人	100.0	3.1	2.4	0.7	0.1	96.9

資料出所: 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

- (注) 1) 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。  
 2) 「企画業務型裁量労働制」は平成12年4月より施行した。  
 3) 「専門業務型裁量労働制」は、平成11年まで「裁量労働のみなし労働時間制」として調査していたものである。